

7 飯総第 4014 号
令和 8 年 3 月 27 日

各課等の長 様
施設管理者 様

総務文書課長

市施設における低濃度 PCB 含有機器の確認及び廃棄について（通知）

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は不燃性、水への難溶性、電気絶縁性の高さなどから電気機器の絶縁油などに利用されていたが、健康被害を引き起こす危険性があることから、現在では使用が禁止されています。うち、高濃度 PCB 含有機器については、平成 13 年度末までに公共施設での使用が禁止されたことから、当市においては、平成 12 年度～13 年度にかけて市施設の PCB 含有機器の調査、取替を実施し、取り外した PCB 含有廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、毎年、保管状況及び処分状況について長野県知事への届出を行い、平成 28 年度に廃棄処理を実施しており、また、平成 31 年に再調査を行い、改めて確認されたものについても処理が完了しています。

高濃度 PCB については処分が完了していますが、基準値が高濃度に満たない PCB、低濃度 PCB については、まだ処理が完了していない場合があります、処理期限が令和 9 年 3 月末までと定められています。従前から告知はされている件ではございますが、施設管理担当者におかれましては、改めて施設を確認いただき、該当があった場合は適切な処分の実施をお願いします。

1 低濃度 PCB の含有の可能性のある電気機器

- (1) 自家用電気工作物（変圧器・電力用コンデンサー、計器用変成器等）で、平成 5 年以前に製造されたもの。主にキュービクルと呼ばれる金属箱の中に設置されています。
- (2) 非自家用電気工作物
低圧コンデンサー（X 線発生装置、電気溶接機、低圧分電盤などに取付されたもの）
※上記（1）（2）の工作物で、**平成 5 年以前に製造された変圧器等または平成 2 年以前に製造されたコンデンサー**が含有の可能性あります。添付の資料を参考のこと。
- (3) 蛍光灯等の安定器
竣工の時期が昭和 53 年 3 月以前の建物内外の照明器具（蛍光灯、水銀灯）の安定器

2 確認方法

- (1) 各課が所管する施設（指定管理委託を含む）のうち、該当年度以前に製造の電気機器が設置されていないか、施設の電気機器の保守・点検を行っている事業者と相談し、該当となる設備がないかを確認してください。電気工作物は危険も伴うため、必ず事業者と相談を行うこと。
- (2) 平成 31 年に実施された高濃度 PCB 含有機器の再調査で各部署から提出された報告書が [¥¥Filesrv1¥0250 共有短期¥0001 総務部¥★【参考】平成 31 年度高濃度 PCB 含有機器再調査報告書データ](#) に保存されています。各課担当者は当時の報告書を確認し、PCB に関する記述や処分の方法などが記載されていないかを確認してください。
- (3) 建築、設置年月が不明な場合は確認の対象としてください。
- (4) 敷地内の倉庫、便所、駐車場などの付属施設も確認の対象としてください。

3 該当があった場合の対応

- (1) 事業者を通じ、処分方法を確認の上、速やかに処分を行ってください。
- (2) 費用については、財政課と協議を行い、補正等により対応を行ってください。

裏面あり

4 処分期限

令和9年3月31日

5 備考

- (1) 蛍光灯や水銀灯については、平成31年の調査で確認が行われているため、その際に問題なしと判断された施設については調査は不要です。ただし、当時の調査で漏れがあった施設については必ず確認を行ってください。
- (2) 処分期限を経過した場合、法令違反となるうえ、以降は処分できずそれぞれの施設で永年保管することとなります。社会的信用の失墜や施設管理者の負担につながりますので、ご留意願います。

総務部総務文書課
総務統計係
松尾
内線 2111

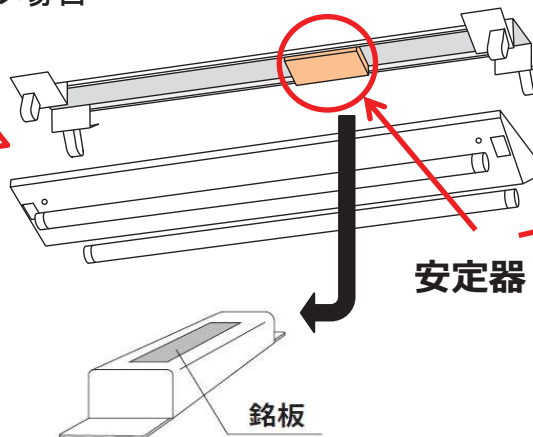
照明器具 安定器の調査方法

昭和 32 年（1957 年）から昭和 47 年（1972 年）にかけて製造された**照明器具の安定器**（照明のちらつきをなくす電気機器）には**PCB（毒性のある絶縁油）**が含まれている可能性があります。以下の要領に従って御確認をお願いします。

安定器の設置場所の例

○ 蛍光灯（）の場合

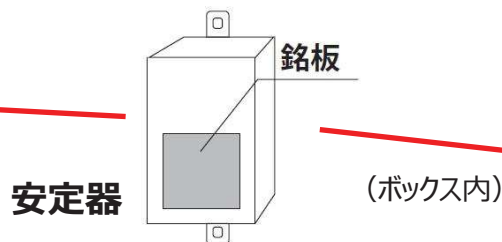
電球や丸型蛍光灯、一般家庭用の照明器具には PCB は使われていません。



○ 水銀灯（）の場合



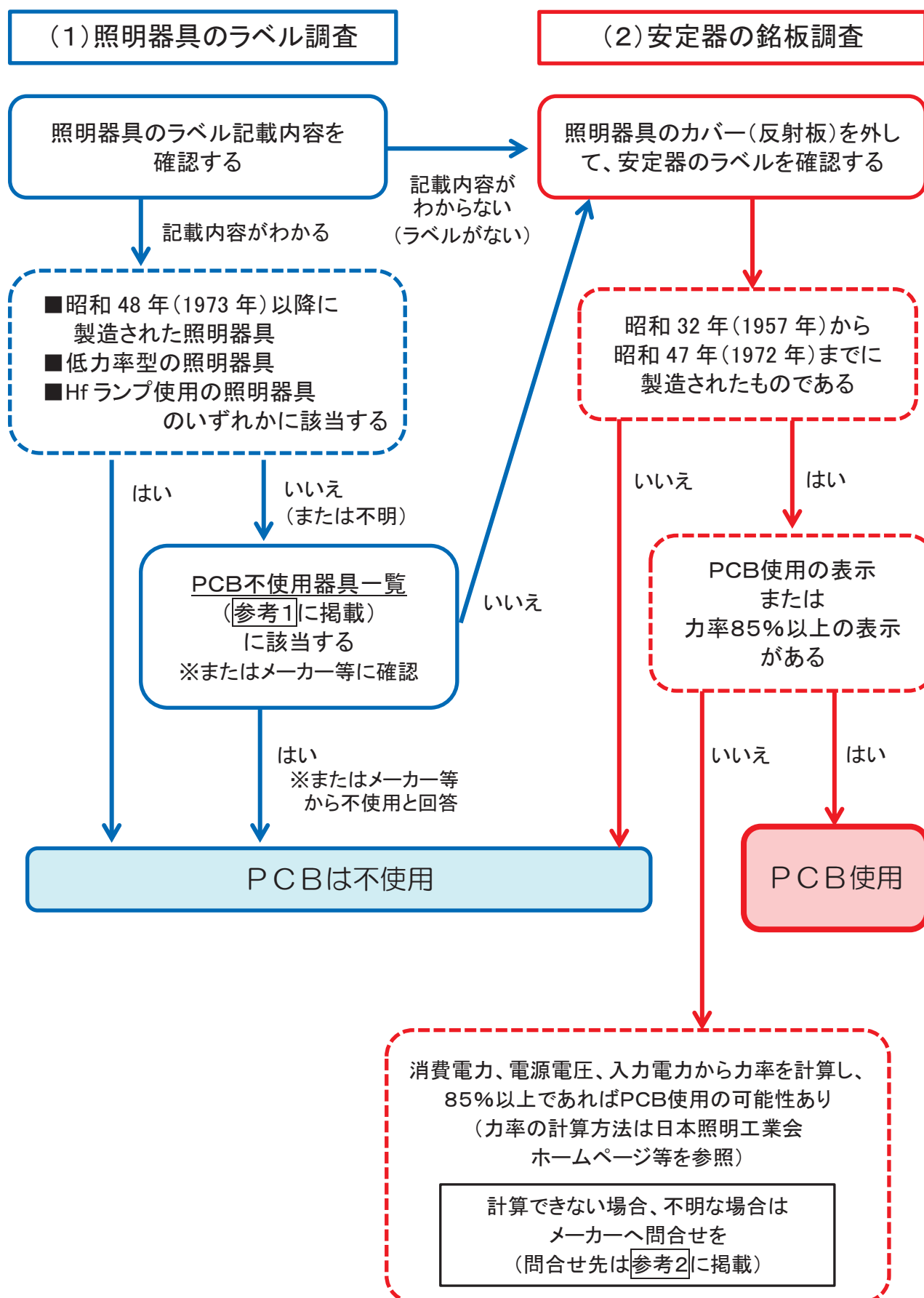
取付台やポール収納ボックス内に設置



調査にあたっての注意事項

- 使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者や建物の維持管理を委託している事業者等に相談するなど、安全な方法で実施してください。
- 建物の竣工図書、過去に実施した調査の記録等がある場合には、それをもとに PCB 使用安定器の有無を判断してください。
ただし、過去の調査がサンプル調査であった場合には、調査漏れがあった事例もあることから、今一度御確認ください。
- 照明器具の設置高さに応じて、以下を参考に、安全に十分留意して調査してください。
 - 事務所や店舗等の通常の高さの天井に設置されている場合：脚立等を使用
 - 3 m 以上ある天井や屋外の高所に設置されている場合：ローリングタワー、可搬式高所作業リフト、高所作業車等を使用

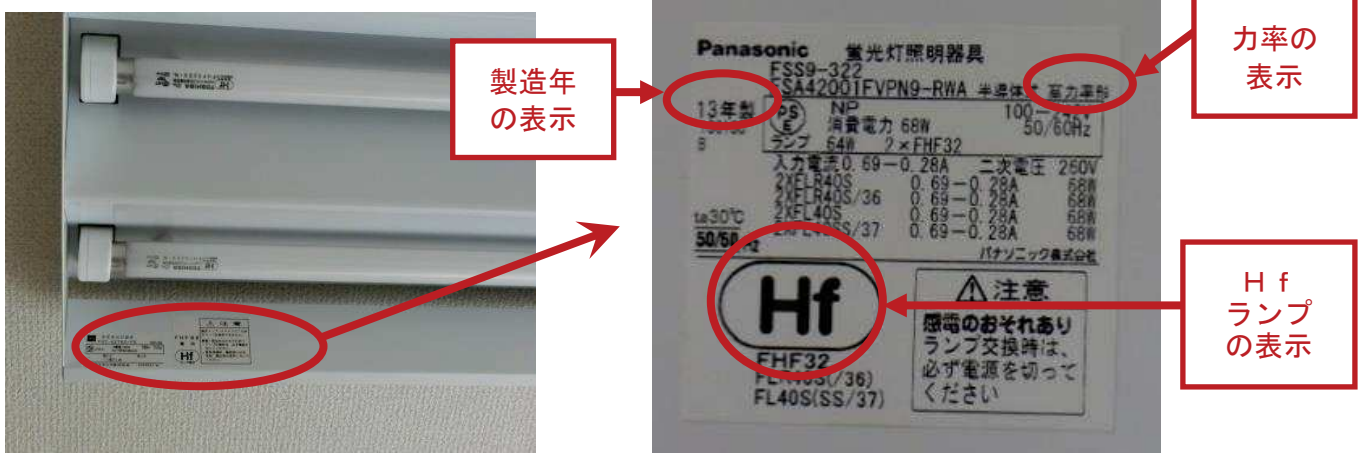
照明器具のPCB使用・不使用の判別手順



調査方法

(1) 照明器具のラベル調査

照明器具のラベル記載内容を確認し、メーカー・種類・力率・製造年月等からPCB使用安定器の有無を判別してください。(判別方法は参考1参照)



(2) 安定器の銘板調査

照明器具のラベルによる判別が困難な場合には、照明器具カバー、反射板等を取り外し、安定器の銘板（ラベル）記載内容を確認して、メーカー・種類・力率・製造年月等からPCB使用安定器の有無を判別してください。(判別方法は参考2参照)

※水銀灯の場合は、取付台・ポール収納ボックスに設置されている安定器を取り出し、銘板を確認してください。



- ④銘板(ラベル)の写真をとる。
- ⑤昭和32年(1957年)～昭和47年(1972年)8月に製造された高力率の安定器にはPCBが含まれている可能性があります。
⇒メーカーへ問合せを
(問合せ先は参考2参照)

◎ **昭和52年（1977年）3月以前に建築された建物については、PCB使用安定器が設置された可能性があります。**

～ **確認をお願いします** ～

● 以下の場所にも使用されている場合がありますので、御注意ください。

○ 天井裏や壁際・梁

事務室の天井裏や工場の壁際・梁にPCB使用安定器が設置されている場合があります。照明設備を更新した施設においてもPCB使用安定器が残置されている可能性があります。

○ ランプ交換後の照明器具内

LEDランプに交換している場合においても、器具内にPCB使用安定器が残置されている場合があります。

○ エレベータ

エレベータの照明にもPCB使用安定器が使用されている可能性があります。

○ 敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明

敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明にもPCB使用安定器が使用されている可能性があります。

○ 屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等

過去に回収・保管されたPCB使用安定器は、屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等、普段邪魔にならない場所に保管されている可能性があります。

○ 無人の施設の照明等

利用されていない事業所、工場施設等に保管・使用されている可能性があります。

■ 問い合わせ先

○ 宮城県環境生活部循環型社会推進課 廃棄物指導班 （電話） 022-211-2463

○ 県内の保健所（PCB廃棄物に関する届出先、保管・処理に関する指導窓口）※担当は環境廃棄物班

保健所名	電話番号	管轄区域
仙南保健所	0224-53-3118	白石市・角田市・刈田郡・柴田郡・伊具郡
塩釜保健所	022-363-5501	塩竈市・多賀城市・富谷市・宮城郡・黒川郡
塩釜保健所岩沼支所	0223-22-6295	名取市・岩沼市・亶理郡
大崎保健所	0229-91-0711	栗原市・大崎市・加美郡・遠田郡
石巻保健所	0225-95-1447	石巻市・登米市・東松島市・牡鹿郡
気仙沼保健所	0226-22-5127	気仙沼市・本吉郡

※ 仙台市内で保管・使用されているPCB使用安定器に関しては、仙台市事業ごみ減量課へ御相談ください。（電話：022-214-8235）

【PCBに関する技術的相談窓口】 ※期間限定（環境省委託業務）

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

（電話）0120-907-033（平成31年2月28日まで、平日10時～17時）

蛍光灯器具のラベルからPCB使用・不使用を判別する方法

- メーカーによっては、照明器具のラベル内容でPCBが使用されていない蛍光灯器具を判別できる場合があります。この場合、照明器具内の安定器を確認する必要はありません。下記「**PCB不使用の蛍光灯器具一覧**」を参考に判別してください。

PCB不使用の蛍光灯器具一覧

(2017年4月現在)

	会社名	PCB 不使用器具の判別方法
1	岩崎電気(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・内蔵安定器を示す形式に「GL」、「GH」を含む器具、及び「PF」から始まる形式の器具
2	NECライティング(株) 【旧：新日本電気】	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・社名が「NECホームエレクトロニクス」、「日本電気ホームエレクトロニクス」、「日本電気シルバニア」又は「NECライティング株式会社」の器具 ・型番末尾が「A、B、C又はD」（グロー低力率型）、及び「AE、BE、GE又はDE」（ラピッド省電力型）の器具
3	オーデリック(株) 【旧：オーヤマ照明／旧：大山電機工業】	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・社名が「オーヤマ照明」又は「オーデリック」の器具 ・型番の最初が「F」の器具
4	コイズミ照明(株)【旧：小泉産業(株)】	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB使用器具の販売はなし
5	星和電機(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・低力率タイプの器具
6	大光電機(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年月が昭和47年9月以降の器具 ・低力率タイプの器具 ・型番がDから始まるアルファベット3桁の器具 例)「DCL」「DBF」等
7	東芝ライテック(株) 【旧：東京芝浦電気、旧：和光電気】	<ul style="list-style-type: none"> ・社名が「東芝電材株式会社」又は「東芝ライテック株式会社」の器具 ・形名に「GL」又は「RL」が付いている器具 ・形名の数字表記部分が5桁の器具
8	日立アプライアンス(株) 【旧：日立照明 日立製作所の銘板もあります】	<ul style="list-style-type: none"> ・社名が「日立アプライアンス」、「日立ライティング」又は「日立照明」の器具 ・製造年月が昭和48年以降の器具及び製造年が記載されていない器具 ・低力率タイプの器具 ・内蔵安定器を示す形式が「F」、「LF」、「LH」、「LHC」、「LS」、「LSC」、「RF」、「RH」、「RS」、「RSC」以外の器具
9	パナソニック(株) 【旧：松下電器産業、旧：松下電工】	<ul style="list-style-type: none"> ・社名が「パナソニック電工」又は「パナソニック」の器具
10	パナソニック(株)【旧：三洋電機】	<ul style="list-style-type: none"> ・器具での判別はホームページ参照
11	三菱電機照明(株)【旧：三菱電機】	<ul style="list-style-type: none"> ・社名が「三菱電機照明」の器具 ・器具型番末尾が「E」又は「EF」の器具 ・低力率タイプの器具 ・円形蛍光灯の器具
12	山田照明(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・40W1 灯用 100V/0.5A 以上、200V/0.25A 以上、 40W2 灯用 100V/1A 以上、200V/0.5A 以上 の低力率器具

- 詳細は、各メーカーに問い合わせるか、日本照明工業会ホームページ
(<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>) を御参照ください。

照明器具内の安定器のPCB使用・不使用の判別方法

●PCB使用・不使用の調査対象となる照明器具安定器

昭和 32 年(1957 年)から昭和 47 年(1972 年)8 月までに製造された**業務用蛍光灯**、**水銀灯**(道路や工場で使用される光量が多い白色灯)、**低圧ナトリウム灯**(トンネル等に設置されているオレンジ灯)に使用されている安定器です。**電球や一般家庭用蛍光灯は対象外です。**

◎PCB使用安定器かどうかの判別方法

まず、**銘板(ラベル)内容**(メーカー・種類・力率・製造年月など)を確認してください。

その内容に基づき、**日本照明工業会ホームページ**で確認するか、下記の「**安定器メーカー問合せ先リスト**」を参照し、**メーカーに問い合わせ**てください。

(日本照明工業会ホームページ <http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>)

※昭和 47 年(1972 年)9 月でPCB使用安定器は製造を中止しましたが、製造中止後 1~2 年の間は判別のために、「NO PCB」「PCBは使用していません」という記載を表示していた例もあります。

●安定器メーカー問合せ先リスト(日本照明工業会HPより作成) 2018 年 8 月現在

	会社名	問合せ先	電話番号
1	岩崎電気(株)	CSセンター	048-554-1124
2	(株)梅電社(スター)	大阪 東京	06-6333-0004 03-3944-1651
3	NECライティング(株)【旧：新日本電気】	お客様相談室	0120-52-3205
4	オーテリック(株)【旧：オーヤマ照明／旧：大山電機工業】	カスタマーサービス	03-3332-1123
5	(株)共進電機製作所		06-6309-2151
6	コイズミ照明(株)	品質保証部	06-6975-7165
7	星和電機(株)	品質保証部	0774-55-9318
8	大光電機(株)	品質保証部CSセンター	072-962-8437
9	ダイハツ電設機器(株)ヘルメス機器工場【旧：ヘルメス電機】	四変テック(株) 電子機器事業部 営業部／品質管理部	0877-33-2323
	※(ヘルメス電機、ダイハツヘルメス事業部が製造した安定器とネオン管に関してのみ対応)		
10	東芝ライテック(株)【旧：東京芝浦電気、旧：和光電気】	東芝ライテック照明ご相談センター	0120-66-1048
11	(株)GS1アサ【旧：日本電池】	お客様相談室	0120-43-1211
12	(株)光電器製作所		06-6962-2681
13	日立アプロライアンス(株) 【旧：日立照明／日立製作所の銘板もあります】	照明サービスセンター	0120-335-762
14	藤井電機工業(株)	技術部(PCB問合せ先) 営業担当	050-3802-3026 072-227-8125
15	扶桑電機工業(株)	照明部	03-3474-1200
16	ハナリニック(株)【旧：松下電器産業、旧：松下電工】 ハナリニック(株)【旧：三洋電機】	ハナリニック(株)お客様相談センター	0120-878-709
17	三菱電機照明(株)【旧：三菱電機】	品質保証部サービス課	0467-41-2773
18	山田照明(株)	カスタマーセンター	03-3253-4810
19	(株)リード		048-529-2731

※上記内容は連絡なしに変更になる場合があります、その場合はご容赦ください。



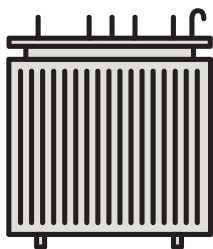
調べて適切に処分！

低濃度PCB廃棄物

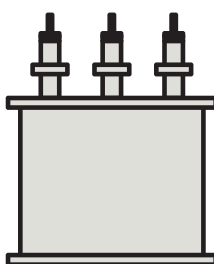
倉庫や古い電気機器に低濃度PCBが潜んでいるかもしれません。
PCB廃棄物は処分期限までに処分が必要です。

いますぐ調査をお願いいたします。

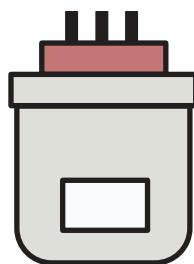
＼ 低濃度PCB廃棄物の例 /



変圧器



コンデンサー



低圧コンデンサー

まずは、現在お使いの古い電気機器を
ご確認ください！



お急ぎ
ください！



低濃度PCB廃棄物の処分期限
令和9年(2027年)3月31日まで

今すぐ
チェック!

探して下さい!こんな電気機器!!

製造後30年以上経過した古い電気機器の絶縁油は、PCBIに汚染されている可能性があります。処分期限までに適切な処分が必要です。

自家用電気工作物

電気事業法では、該当する12種類の電気工作物(変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブル)を告示で定めています。以下にOFケーブルを除く電気工作物の外観の例を示します。



変圧器



電力用コンデンサー



計器用変成器



リアクトル



放電コイル



電圧調整器



整流器



開閉器



遮断器



中性点抵抗器



避雷器
(サージアブソーバー)



非自家用電気工作物（低圧コンデンサー）

電気事業法の自家用電気工作物に該当しないいわゆる「非自家用電気工作物」には、X線発生装置、X線検査装置、電気溶接機、エレベーターやエスカレーター等の昇降機等を駆動するために高電圧発生装置として組み込まれた低圧コンデンサーがあります。他にも、200～600Vの低圧で受電する施設の分電盤に取り付けられた力率改善のための低圧コンデンサーや、工作機械、揚水ポンプ、乾燥機等に用いられるモーターの起動用の低圧コンデンサーがあります。



X線発生装置



X線検査装置



電気溶接機



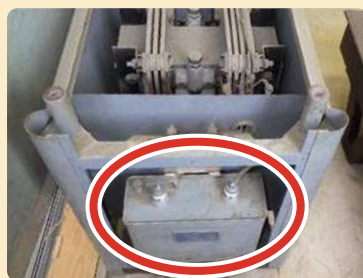
電気溶接機



電気溶接機の側面に取り付けられた低圧コンデンサー



電気溶接機の側面に取り付けられた低圧コンデンサー



電気溶接機の内部に取り付けられた低圧コンデンサー



低圧分電盤内の低圧コンデンサー



配電盤に設置された低圧コンデンサー



キュービクル内に残置された廃コンデンサー



単相モーターに取り付けられた低圧コンデンサー



コンプレッサーに取り付けられた低圧コンデンサー



可変周波数電源装置に取り付けられた低圧コンデンサー

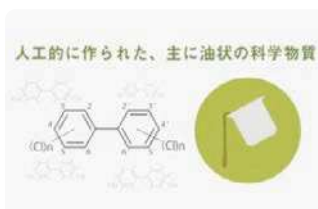


PCBに汚染された電気機器の危険性

PCBってなに？

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl (ポリ塩化ビフェニル) の略称です。

人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。



POINT!

国内メーカーが平成2年頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があります。身近な電気機器や汚泥などがPCB汚染されていないか、調査することが求められています。

低濃度PCB廃棄物とは？

平成初期に製造された古い電気機器の絶縁油は、PCBにより汚染されている可能性があります。

こうした機器のうちPCB濃度が0.5mg/kg(=ppm)を超え5,000mg/kg以下のものは低濃度PCBにより汚染された機器に該当します。

POINT!

「絶縁油」といっても、油そのものだけでなく、その油を染み込ませた「紙」であったりと、その形状はさまざまです。



PCB汚染の可能性がある電気機器

PCB汚染の可能性がある電気機器には、自家用電気工作物の変圧器や電力用コンデンサー等の他に、電気溶接機、X線照射装置、昇降機、分電盤、モーターなどに付属又は内蔵する低圧コンデンサーがあります。



- X線照射装置
- 電力用コンデンサー
- 電気溶接機
- 自家用電気工作物の変圧器
- 昇降機
- 分電盤
- モーターなどに付属または内蔵する低圧コンデンサー

低濃度PCB廃棄物は 令和9年(2027年)3月31日 までに処分しなければなりません。

施設内の古い電気設備や倉庫等を総点検し、
該当電気機器がないか確認してください。

判別方法

出荷時点においてPCB汚染の可能性のある電気機器の製造時期は次のとおりです。まず電気機器の銘板情報等から製造年を確認し、メーカーに問い合わせるか、採油可能な機器は採油してPCB濃度を測定してください。



変圧器等(絶縁油採取可能機器)

…平成5年(1993年)以前

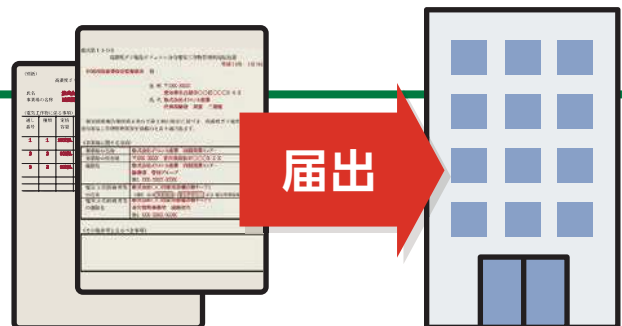


コンデンサー(絶縁油封じ切り機器)

…平成2年(1990年)以前

届出

将来的に廃棄される予定の低濃度PCB廃棄物も含め、PCB特
措法に従って管轄の自治体に届出をお願いします。
なお、使用中の自家用電気工作物がPCBに汚染されたもので
あった場合は、**電気事業法の電気関係報告規則に従って管轄
の経済産業省 産業保安監督部に届出**をしてください。



PCBによる健康被害

PCBは脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に
徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取り上げられる契機となったのは、昭和43
年(1968年)のカネミ油症事件です。食用油の製造過程
において熱媒体として使用されたPCBが混入し健康被害
を発生させました。カネミ油症は昭和43年10月に西日本
を中心として広域にわたって発生したライスオイル(米ぬ
か油)による食中毒事件で、症状としては吹き出物、色素
沈着、目やニなどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ
感、食欲不振など多岐に渡ります。



低濃度PCB廃棄物等の調査から処分までの手順

自家用電気工作物の場合

非自家用電気工作物のコンデンサーの場合

使用中

PCB含有の有無確認

自家用電気工作物は電気主任技術者等に依頼し、銘板情報・製造年等から高濃度PCBでないことを確認

変圧器等の製造年が平成5年(1993年)以前のは絶縁油を採取してPCB濃度を測定
コンデンサー等の絶縁油封じ切り機器は穿孔すると使用できなくなるため、使用中機器のPCB濃度測定は行わず、製造年が平成2年(1990年)以前のものであるかを確認して記録

非自家用電気工作物のコンデンサーは電気工事業者やメーカー等に依頼し、銘板情報・製造年等から高濃度PCBでないことを確認

絶縁油封じ切り機器であるコンデンサーは穿孔すると使用できなくなるため、使用中機器のPCB濃度測定は行わず、製造年が平成2年(1990年)以前のものであるかを確認して記録

PCB含有判明後の手続き (低濃度PCB含有電気工作物)

管轄する産業保安監督部への届出
判明後遅滞なく

PCB含有判明後の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出
毎年度分を翌年度の6月30日まで

廃止(廃棄)後

使用を終えて廃止した後の手続き

管轄する産業保安監督部への届出
廃止後遅滞なく

絶縁油中PCB濃度の確認

使用を終えて廃止した後の手続き

絶縁油中PCB濃度の確認
低濃度PCB廃棄物とみなして処分する場合は不要

管轄する都道府県・政令市への届出
毎年度分を翌年度の6月30日まで

今すぐ確認

無害化処理事業者への処分委託手続き・処分
処分期間：令和9年(2027年)3月31日まで

処分後

処分後の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出
毎年度分を翌年度の6月30日まで

すべてのPCB廃棄物の処分を完了した場合の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出
すべての処分終了後から20日以内

調査方法

自家用電気工作物

- 自家用電気工作物の高圧受電設備は、6,600V以上の電気を工場やビル等の事業場内に引き込んで受電し、各種設備に配電するために100Vから200V等の低圧に変換する機器です。
- 高圧受電設備は通常、キュービクルと呼ばれる金属箱の中に変圧器、遮断器、コンデンサー等とともに設置されています。
- 使用中の電気機器の確認では感電するおそれがあるため、必ず電気機器の保守・点検を行っている電気主任技術者等に依頼し、定期点検などの機会をとらえて調査するようにしてください。



非自家用電気工作物（低圧コンデンサー）

- 低圧受電する設備の分電盤内のコンデンサーや溶接機等に内蔵されたコンデンサー等の自家用電気工作物以外の機器は、自らメーカー等に確認するか、電気工事業者等に依頼して行ってください。



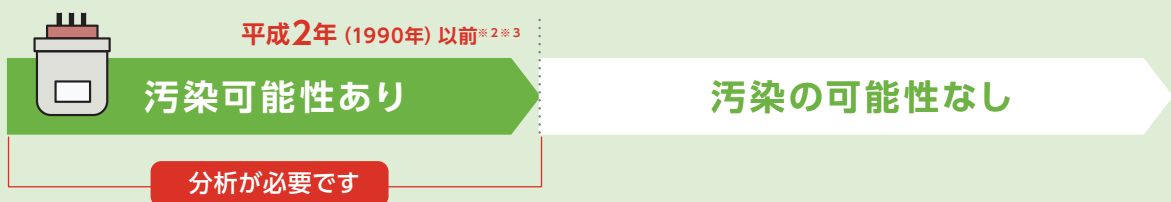
低濃度PCB該当性判断方法

変圧器等（絶縁油採取可能機器）



※1 富士電機製の一部の機器については、平成6年までに出荷された機器にPCB汚染の可能性が残るとされています。

コンデンサー（絶縁油封じ切り機器）



※2 ニチコン製のコンデンサーについては、平成3年以降のものでPCB汚染の報告があるため処分前に濃度測定をお願いします。詳細は弊社HPを確認ください。

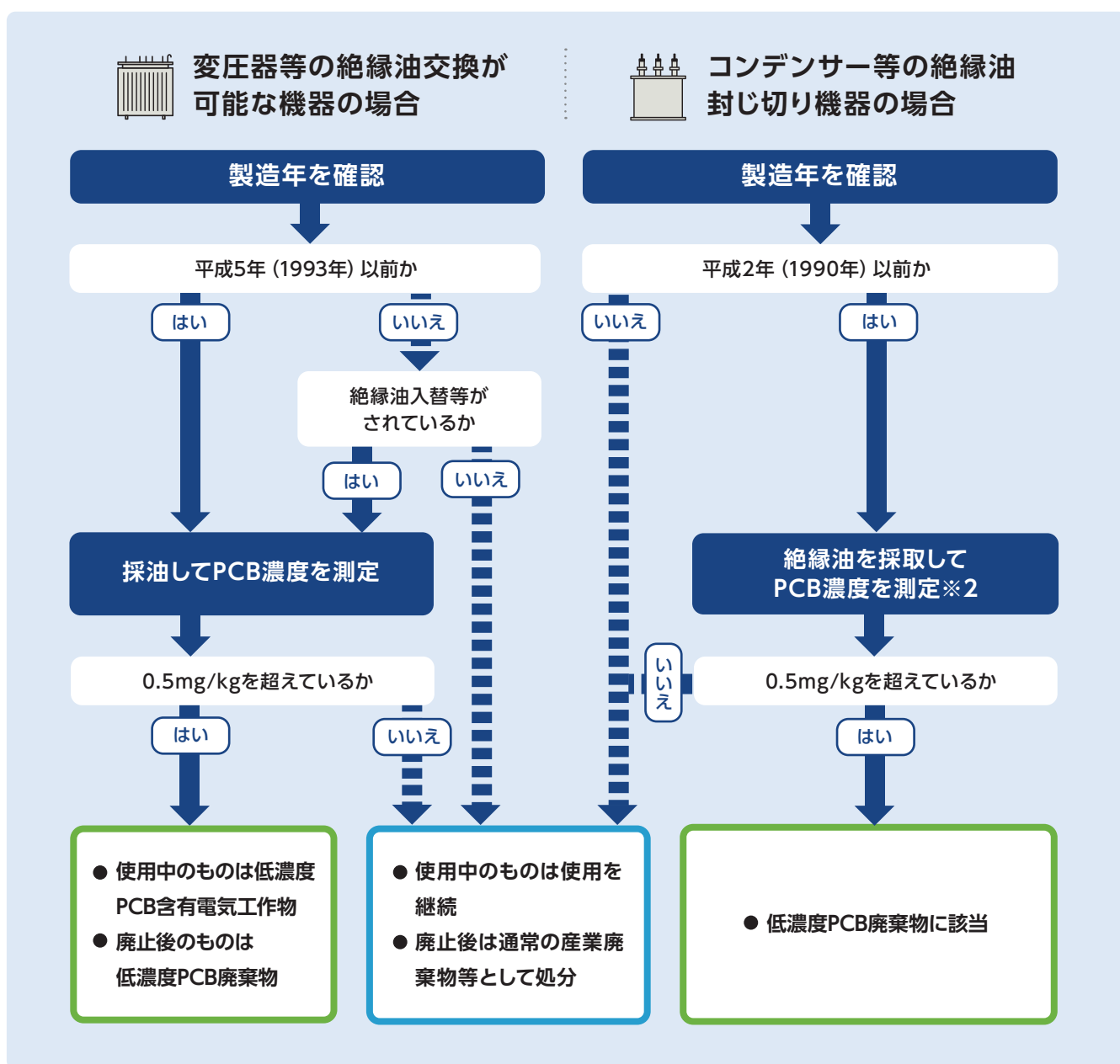
※3 東芝製の高圧コンデンサーについては、平成3年以降のものでPCB汚染の可能性があるので処分前に濃度測定をお願いします。詳細は弊社HPをご確認ください。

調査手順

自家用電気工作物

- ① 高圧受電設備の設備台帳に記載された電気機器と現物を照合しながら、機器名称、製造者名、型式、容量、製造年等について記載漏れや誤記がないか確認する。
- ② 配電図をたどり、受電設備内の機器以外に電力用コンデンサーやリアクトル、遮断器等が設置されていないか確認する(※1)。
- ③ 台帳に記されていないものがある場合は、銘板情報を確認して、機器名称、製造者名、型式、容量、製造年を記載する。

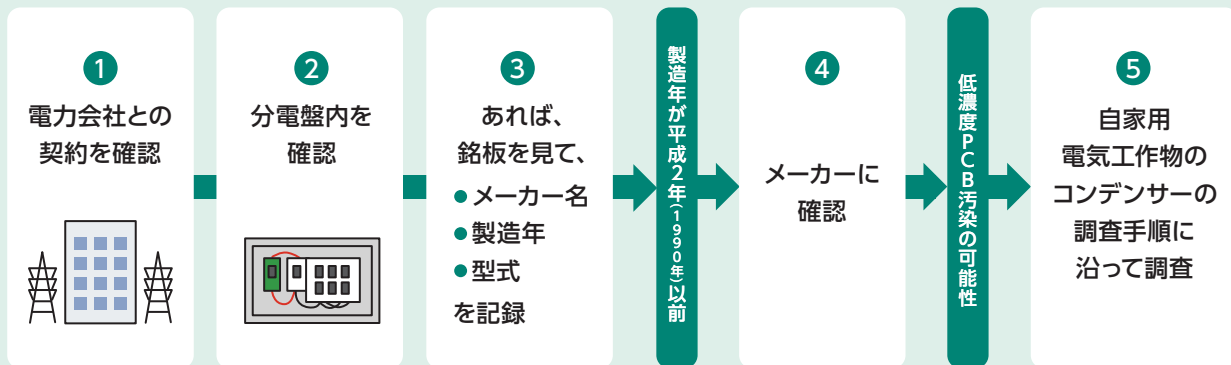
※1 使用中の電気機器の確認では感電のおそれがあるため必ず停電してから実施すること。



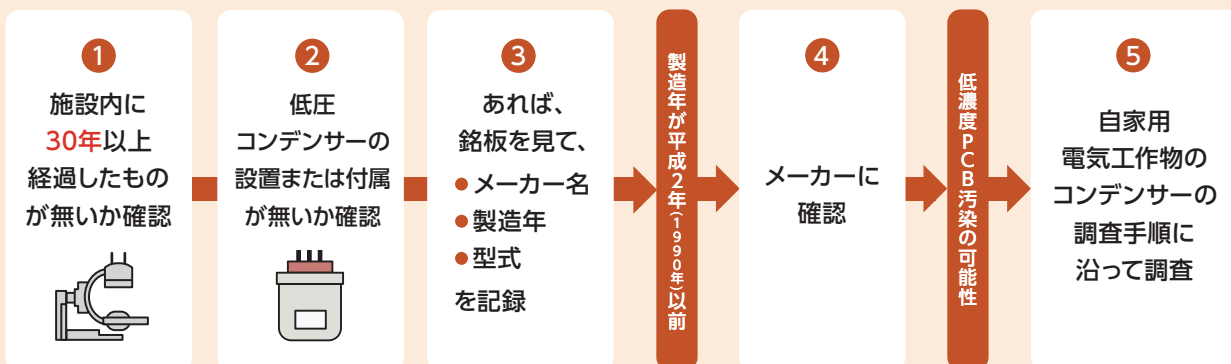
※2 使用中のものについては、PCB汚染の疑いありとして記録し、廃止後に分析を実施してください。もしくは低濃度PCB廃棄物とみなして処分することも可能ですが、その場合も届出は必要です。

非自家用電気工作物（低圧コンデンサーの場合）

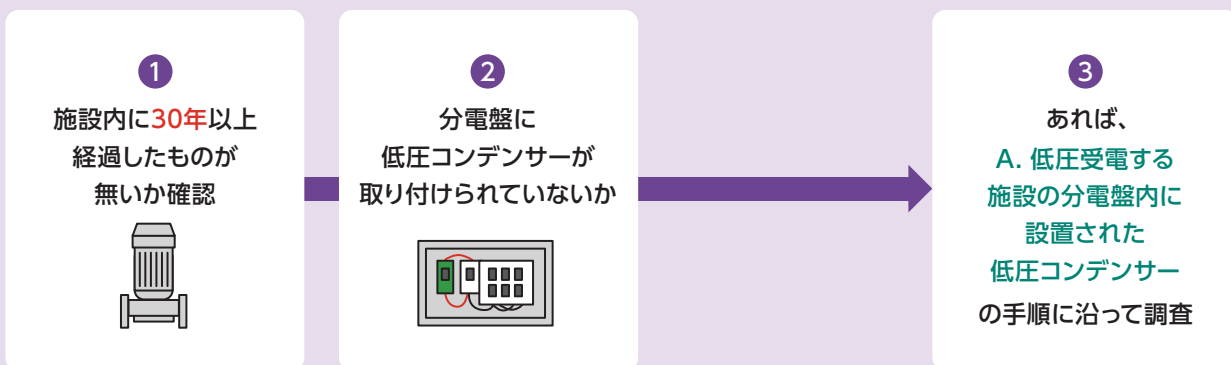
A. 低圧受電する施設の分電盤内に設置された低圧コンデンサー



B. X線装置、電気溶接機、昇降機等に組み込まれた低圧コンデンサー



C. 揚水ポンプ、乾燥機、業務用冷凍機等の分電盤や壁面に設置された低圧コンデンサー

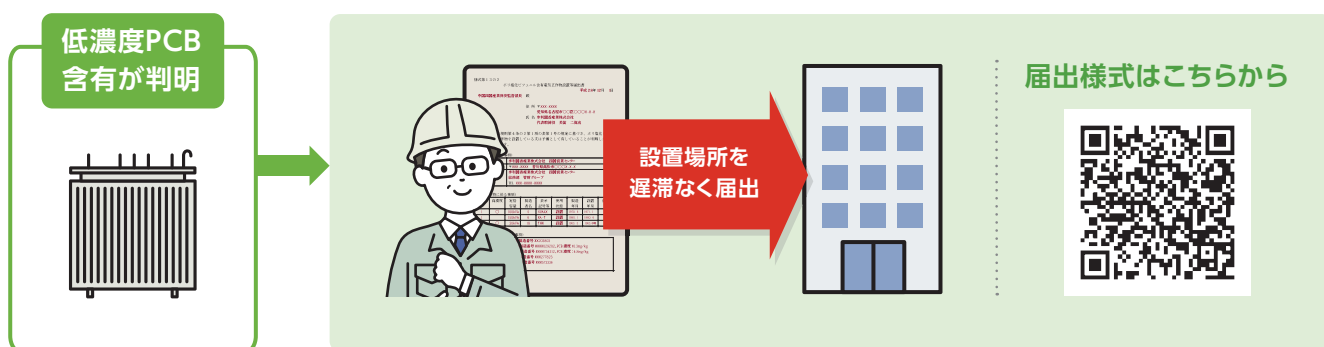


調査後の手続き

1. 必要な届出

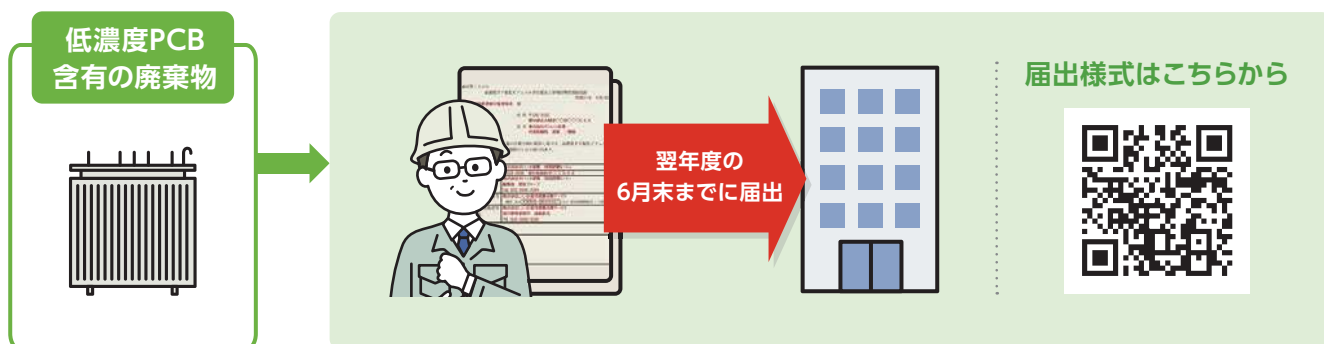
(1) 使用中の電気機器の場合

- 使用中の電気機器が低濃度PCB含有電気工作物に該当することが判明した場合は、電気事業法の電気関係報告規則に従い、電気機器を設置している場所を管轄する産業保安監督部に遅滞なく届出をすることが必要です。
- 設置者の氏名や住所の変更、事業場の名称、所在地の変更時、廃止時、事故等が発生した場合も同様に届出が必要です。
- 使用中の非自家用電気工作物についても、分析によりPCBを含有することが判明した場合や、使用を終えて廃止した後に低濃度PCB廃棄物とみなして無害化处理することが予定されている場合は、すみやかに以下の(2)の届出をしてください。



(2) 保管中・廃棄物の場合

- 使用を終えて廃止した低濃度PCB含有電気工作物は、低濃度PCB廃棄物になります。廃棄物処理法の保管基準に準じて適正に保管し、年度末までに発生したもの（保管中のもも含む）及び処分したものの状況を、翌年度の6月末までに保管場所を管轄する自治体（都道府県又は政令市）に届出をすることが必要です。



POINT!

PCBの含有が判明した以降の届出方法は、自家用電気工作物と非自家用電気工作物で異なります。ご注意ください。

適正処理の方法

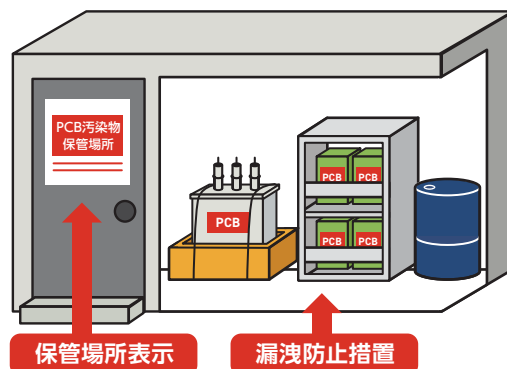
2. 適正処理

(1) 保管

低濃度PCB廃棄物は以下の廃棄物処理法施行規則第8条の13で規定する保管基準に従って処分するまで適正に保管する必要があります。

- 周囲に囲いがあること
- 見やすい箇所に掲示板を設けること
- 飛散、流出、地下浸透、悪臭発散を防止する措置を講じること
- 他のものが混入しないように仕切りを設けるなどの措置を講ずること
- 容器に入れ密封するなど揮発防止のために必要な措置を講ずること
- 高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- 腐食の防止のために必要な措置を講ずること
- 保管事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと

※PCB廃棄物専用の屋内保管が望ましい



(2) 収集運搬の委託

無害化処理施設への運搬は都道府県又は政令市の許可を得た収集運搬業者に委託して行います。なお、無害化処理認定事業者には収集運搬と処分を同時に行うところもあります。

(3) 無害化処理事業者への処理委託

低濃度PCB廃棄物は環境大臣の認定を受けた無害化処理認定業者又は都道府県・政令市の長の許可を得た民間の処理業者に委託して処理します。無害化処理を行う事業者は右記のサイトで紹介されています。

無害化処理事業者によっては低濃度PCB廃棄物のうち廃電気機器の処理ができないところもあるのでご注意ください。

無害化処理を
行う事業者



今すぐ
調査

低濃度PCB廃棄物の
処分期間：

令和9年(2027年)3月31日まで

令和7年4月1日から中小企業（個人事業主を含む）を対象に新たに助成を開始します
<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin/>

PCB特措法に関するお問い合わせ先は
環境省ウェブサイトからご確認ください。

低濃度PCB廃棄物
早期処理情報サイト



ポリ塩化ビフェニル (PCB)
早期処理情報サイト



PCB特措法についてのお問い合わせ窓口

都道府県			
北海道	環境生活部環境保全局	循環型社会推進課	011-204-5192
青森県	環境エネルギー部	環境保全課	017-734-9584
岩手県	環境生活部	資源循環推進課	019-629-5366
宮城県	環境生活部	廃棄物対策課	022-211-2463
秋田県	生活環境部	環境整備課	018-860-1624
山形県	環境エネルギー部	循環型社会推進課	023-630-2323
福島県	生活環境部	産業廃棄物課	024-521-7264
茨城県	県民生活環境部	産業廃棄物課	029-301-3027
栃木県	環境森林部	資源循環推進課	028-623-3098
群馬県	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	027-226-2824
埼玉県	環境部	産業廃棄物指導課	048-830-3148
千葉県	環境生活部	廃棄物指導課	043-223-2757
東京都	環境部資源循環推進部	産業廃棄物対策課	03-5388-3573
神奈川県	環境農政局環境部	資源循環推進課	045-210-4151
新潟県	環境局	資源循環推進課	025-280-5161
富山県	生活環境文化部	環境政策課廃棄物対策係	076-444-9618
石川県	生活環境部	資源循環推進課	076-225-1474
福井県	エネルギー環境部	循環型社会推進課	0776-20-0318
山梨県	環境・エネルギー部	環境整備課	055-223-1518
長野県	環境部	資源循環推進課	026-235-7165
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	058-272-1464
静岡県	くらし・環境部環境局	廃棄物リサイクル課	054-221-2424
愛知県	環境局	資源循環推進課産業廃棄物適正処理推進室	052-954-6238
三重県	環境生活部環境共生局	廃棄物対策課	059-224-2483
滋賀県	琵琶湖環境部	循環型社会推進課廃棄物対策室	077-528-3473
京都府	総合政策環境部	循環型社会推進課	075-414-4714
大阪府	環境農林水産部	循環型社会推進課産業廃棄物指導課	06-6210-9583
兵庫県	環境部	環境整備課	078-362-3281
奈良県	環境森林部	廃棄物対策課	0742-27-8747
和歌山県	環境生活部環境政策局	循環型社会推進課	073-441-2692
鳥取県	生活環境部自然共生社会局	循環型社会推進課	0857-26-7684
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	0852-22-6167
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課	086-226-7308
広島県	環境県民局	産業廃棄物対策課	082-513-2963
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988
徳島県	生活環境部	環境指導課	088-621-2259
香川県	環境森林部	循環型社会推進課	087-832-3229
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課産業廃棄物係	089-912-2358
高知県	林業振興・環境部	環境対策課産業廃棄物担当	088-821-4523
福岡県	環境部	廃棄物対策課施設第二係	092-643-3363
佐賀県	県民環境部	循環型社会推進課	0952-25-7108
長崎県	県民生活環境部	資源循環推進課	095-895-2375
熊本県	環境生活部	循環型社会推進課	096-333-2278
大分県	生活環境部	循環型社会推進課	097-506-3127
宮崎県	環境森林部	循環型社会推進課	0985-26-7083
鹿児島県	環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2596
沖縄県	環境部	環境整備課	098-866-2231

政令で定める市			
川崎市	環境部	産業廃棄物指導課	049-239-7007
越谷市	環境経済部	廃棄物指導課	048-963-9188
川口市	環境部	産業廃棄物対策課	048-228-5380
千葉市	環境局資源循環部	産業廃棄物指導課	043-245-5682
船橋市	環境部	廃棄物指導課	047-436-3812
柏市	環境部	産業廃棄物対策課	04-7167-1696
八王子市	資源循環部	廃棄物対策課	042-620-7458
横浜市	資源循環局	事業系廃棄物対策課	045-671-2513
川崎市	環境局生活環境部	廃棄物指導課	044-200-0159
横須賀市	環境部	廃棄物対策課	046-822-8523
相模原市	環境経済局	廃棄物指導課	042-769-8335
新潟市	環境部	廃棄物対策課産業廃棄物指導室	025-226-1411
富山市	環境部	廃棄物対策課産業廃棄物係	076-443-2178
金沢市	環境局	ごみ減量推進課	076-220-2521
福井市	市民生活部	環境廃棄物対策課	0776-20-5398
甲府市	環境部	環境総室ごみ収集課	055-241-4313
長野市	環境部	廃棄物対策課	026-224-7320
松本市	環境エネルギー部	廃棄物対策課	0263-47-1350
岐阜市	環境部	産業廃棄物指導課	058-214-2170
静岡市	環境局	廃棄物対策課	054-221-1364
浜松市	環境部	産業廃棄物対策課	053-453-6110
名古屋	環境局事業部	廃棄物指導課	052-972-2392
豊田市	環境部	廃棄物対策課	0565-34-6710
豊橋市	環境部	廃棄物対策課	0532-51-2406
岡崎市	環境部	廃棄物対策課	0564-23-6871
一宮市	環境部	廃棄物対策課	0586-45-5374
大津市	環境部	産業廃棄物対策課	077-528-2062
京都市	環境政策局循環型社会推進部	廃棄物指導課	075-222-3957
大阪市	環境局環境管理部	環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市	環境局環境保全部	環境対策課	07-228-7476
東大阪市	環境部	産業廃棄物対策課	06-4309-3207
高槻市	市民生活環境部	資源循環推進課	072-669-3695
枚方市	環境部	環境指導課	050-7102-6014
豊中市	環境部	環境指導課	06-6858-3070
八尾市	環境部	循環型社会推進課産業廃棄物指導室	07-924-3775
寝屋川市	環境部	環境保全課	07-824-1021
吹田市	環境部	環境保全指導課産業廃棄物指導グループ	06-6384-1799
神戸市	環境局	事業系廃棄物対策課	078-595-6191
姫路市	農林水産環境局美化部	産業廃棄物対策課	079-221-2405
尼崎市	経済環境局環境部	産業廃棄物対策担当	06-6489-6310
西宮市	環境局環境事業部	事業系廃棄物対策課	0798-35-0185
明石市	環境産業局環境室	産業廃棄物対策課	078-918-5784
奈良市	環境部	廃棄物対策課	0742-71-2226
和歌山市	市民環境局環境部	廃棄物対策課	073-435-1221
鳥取市	環境部	環境保全課	0857-30-8092
松江市	環境エネルギー部	環境対策課	0852-55-5671
岡山市	環境局環境部	産業廃棄物対策課	086-803-1303
倉敷市	環境リサイクル局リサイクル推進部	産業廃棄物対策課	086-426-3385
広島市	環境局業務部	産業廃棄物指導課	082-504-2225
呉市	環境部	環境政策課産業廃棄物グループ	0823-25-3302
福山市	経済環境局環境部	廃棄物対策課	084-928-1168
下関市	環境部	廃棄物対策課	083-252-7152
高松市	環境局	環境指導課	087-839-2380
松山市	環境部	廃棄物対策課	089-948-6959
高知市	環境部	廃棄物対策課	088-823-9427
北九州市	環境局環境監視部	環境監視課	093-582-2175
福岡市	環境局環境管理部	産業廃棄物指導課	092-711-4303
久留米市	環境部	廃棄物指導課	0942-30-9148
長崎市	環境部	廃棄物対策課	095-829-1159
佐世保市	環境部	廃棄物指導課	0956-20-0660
熊本市	環境局資源循環部	事業ごみ対策課	096-328-2362
大分市	環境部	廃棄物対策課産業廃棄物担当班	097-537-7953
宮崎市	環境部	環境指導課	0985-21-1763
鹿児島市	環境局資源循環部	廃棄物指導課	099-216-1289
那覇市	環境部	環境政策課	098-951-3231

電気事業法についてのお問い合わせ窓口

事業所所在地	窓 口	
北海道	北海道産業保安監督部 電力安全課	011-709-1725
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課	022-221-4947
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡。	関東東北産業保安監督部 電力安全課	048-600-0387
愛知県、長野県、岐阜県（北陸産業保安監督部及び近畿支部の管轄区域を除く。）、三重県（近畿支部の管轄区域を除く。）、静岡県（関東東北産業保安監督部の管轄区域を除く。）、	中部近畿産業保安監督部 電力安全課	052-951-2817
富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中部を除く。）、岐阜県（飛騨市（平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督部	076-432-5580
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（中国四国産業保安監督部の管轄区域を除く。）、福井県のうち小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中部、岐阜県のうち不破郡関ヶ原町（昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。）、三重県のうち熊野市（昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。）、南牟婁郡	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	06-6966-6048
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川県直島町、愛媛県のうち今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、白方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡上島町	中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742
徳島県、高知県、香川県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、愛媛県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課	087-811-8587
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州産業保安監督部 電力安全課	092-482-5520
沖縄県	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	098-866-6474

このパンフレットの内容に関する問い合わせ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室） 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03-6457-9096 FAX 03-3593-8264

■ 環境省地方環境事務所 お問い合わせ窓口

北海道地方環境事務所	資源循環課	011-299-3738	中国四国地方環境事務所 資源循環課	086-223-1584
東北地方環境事務所	資源循環課	022-722-2871	中国四国地方環境事務所 四国事務所 資源循環課	087-811-7240
関東地方環境事務所	資源循環課	048-600-0814	九州地方環境事務所 資源循環課	096-322-2410
中部地方環境事務所	資源循環課	052-955-2132	九州地方環境事務所 資源循環課 福岡事務所	092-437-8851
近畿地方環境事務所	資源循環課	06-6881-6502	環境再生・資源循環局 廃棄物規制課（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室）	03-6457-9096